

第 51 回中津川市都市計画審議会 議事録

平成 24 年 10 月 31 日 (水) 13 時 30 分、中津川市役所 4 階大会議室にて開催し、本会議に付した議案は次のとおりである。

諮問に関すること

第 1 号議案 中津川都市計画下水道の変更について

第 2 号議案 中津川都市計画ごみ処理場の変更について

本会議の出席者は次のとおりである。

都市計画審議会委員

丸山 輝城(会長)、松本 直司(副会長)、鈴木 直、石田 学、板頭 和彦、伊佐治 由行、深谷 勲、田口 文数

本会議に参考人として出席した者は以下のとおりである。

中津川市長 青山 節児

水道部長 櫻井 邦彦、水道部次長 安彦 直之、

下水道課長 安江 裕之、下水道課課長補佐 高橋 淳一、

下水道課係長 林 宏樹、下水道課 林 宣彦

生活環境部長 志津 弘美、

環境センター所長 吉村 重良

基盤整備部長 渡邊 弘孝

本審議会の事務局は以下のとおりである。

計画課長 柴田 寛史

計画課係長 水野 信平、計画課 鈴木 文弘、原 慎也

本審議会の傍聴人は以下のとおりである。

0 名

<開会>

《司会（計画課長）》

お待たせいたしました。

本日はお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

ただ今から、第 51 回中津川市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日の会議は、約 1 時間 15 分、午後 2 時 45 分の終了を予定しておりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

進行は、事務局の計画課長 柴田 が務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本審議会は原則公開で審議を行います。本日は、傍聴する方はありません。

それでは、開会にあたり、青山市長よりご挨拶申し上げます。

《市長》

皆様こんにちは。本日は大変お忙しい時期に、中津川市の都市計画審議会にご出席賜りましたことを心よりお礼申し上げます。

まず私の方から、この 9 月 30 日、そして 10 月 3 日まで開催されました岐阜清流国体におけます、中津川市のレスリングが開催されました。2 万 4 千人という大変大勢の方に来場いただきまして、大成功のうちに終えることができたと思います。

また、全国から集まっていただきました方々に中津川市の街を見ていただくこともできました。大変もてなし、また、中津川市の良さをそれぞれの皆様から支えていただきましたことを私としても、大変うれしく思ったところでございます。

また、10 月に入りまして各地域で行事等が非常に多く行われているところでございます。

とりわけ、この 10 月 26 日から 28 日に行われました中津川のじまん祭、3 日間で 14 万人という大変多くの方が名古屋を中心として来ていただきました。

そして、この 28 日には馬籠のごへー祭も開催されました。多くの方の交流をいただいたこと、また、リピーターとして、いくどもいくども中津川市においてをいただいたこと、そういった方がこれからの中津川市の更なる活気に結びついていければと、そんな思いでこの行事を開催できたことを本当に嬉しく思っています。

本日の都市計画審議会につきましては、おおよそ昭和 40 年代を中心としまして、様々な道路整備計画がございますけれども、現在の進捗の中では 46% という数字になっております。都市計画道路の 18 路線で約 42km ございますけれども、

整備済みがうち約 20km でございます。これが 46% という達成率になりますけれども。まだまだ未着手路線が 8 路線、一部着手が 6 路線ということで、また今後、こういった都市道路計画の見直しの必要性もあるかと考えているところでございます。

併せまして、昨年決定をいただきました、リニアの中津川での駅の着工、また、車両基地等の建設を決定をいただいているところでございます。

そうした中では、これからますます皆様のご意見、また、審議を賜りました中で、より市民生活に密着した中での中津川市の道路計画を進めていかななくてはならない現状となっております。

本日は、2つの議案でございます。

中津川市の都市計画下水道の浄化管理センターの区域の変更に伴う内容でございます。もう 1 件は、中津川都市計画ごみ処理場の名称の変更についてでございます。2 件の案件をご審議賜りますことをお願い申し上げまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

《司会（計画課長）》

ありがとうございました。

続きまして、丸山会長よりご挨拶をお願いします。

《会長》

各委員の皆様方、ご多忙のところ、ご参画いただきましたことを心からお礼申し上げたいと思います。

今回は第 51 回の都市計画審議会でございます。

この春までいろんな、懸案事項がございました。たぶん私の想像からまいりますと、この数年代のいろんな課題の中で今日ご審議いただきます問題は、もっと早くやっておかなければいけない、こういうこともあったかと思えます。これはもう、空白が生じておったと、こういうことでございます。

都市計画道路というものを、皆様もよくお考えになられていると思いますが、過去の都市計画審議会、あるいは、行政の進め方の中で、100 年かかっても恐らく道路はできないだろうというところに、いっぱいこの地域に線が入っていると思えます。

ただ、その歴史を紐解いた時に、未来の夢をそこに乗せておったかどうかわかりませんが、そういうところが、世の中の変化というものが、想像以上に大きかった、こういうことも言えるかもしれませんが、この都市計画道路というものが、私は偏見ではございませんが、中心市街地を始めとするところの、住

宅の建設の阻害になっておるんじゃないかなと勝手に思っております。また機会があったら、それぞれの立場でご意見をいただきたい。

今日は二つの審議事項でございますが、早い機会にこういう問題もひとつ現実路線と、さらには、リニアを見据えた時にどうあるべきかという、両面作戦で、新しい時代のくる都市計画道路として考えていく必要があると、こういう風に思っております。

とにかく、未来の夢と現実とそしてリニアというものを考えながら、この都市計画審議会で議論をして前へ進めていく必要があると、こういう風に思っております。

関係する部局の皆様方におかれましては、こういう現実路線も見据えた形でひとついろいろ企画を本席に諮っていただけたらありがたいと、こういう風に思います。

今日は皆様方のご参画をお礼申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。

《司会（計画課長）》

ありがとうございました。

続きまして、お手元にお配りしてあります資料のご確認をお願いいたします。

「会議の次第が1枚」、「審議会委員名簿が1枚」、「市の出席者名簿が1枚」、「配席図が1枚」、また、第1号議案 中津川都市計画下水道の変更の説明資料といたしまして、「中津川都市計画下水道の変更について」、第2号議案 中津川都市計画ごみ処理場の変更の説明資料といたしまして、「中津川都市計画ごみ処理場の変更について」、以上でございますが不足等がございましたら、お手数ですが、事務局にお知らせください。よろしいでしょうか。

審議事項の前に、事務局から本日の委員の出欠席について、報告させていただきます。

矢野委員、野原委員は所用のため、ご欠席との連絡をいただいております。

< 諮 問 >

それでは、市長から本審議会に対して、中津川市決定であります、「中津川都市計画下水道の変更」及び「中津川都市計画ごみ処理場の変更」について、諮問させていただきます。

青山市長、前へお願いいたします。

《市長》

中津川市都市計画審議会 会長 様

中津川市長 青山 節児

中津川都市計画の変更について（諮問）

都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、次の中津川都市計画の変更にかかる案件について審議をお願いします。

1. 中津川都市計画下水道の変更について
 2. 中津川都市計画ごみ処理場の変更について
- よろしく願いいたします。

《司会（計画課長）》

議事に入らせていただく前に、「第 1 号議案 下水道の変更」の説明では、パワーポイントを使用するため席の移動等、準備をさせていただきますので、少々お待ちください。

「第 2 号議案 ごみ処理場の変更」の説明時には、席を戻させていただきますので、よろしく願いいたします。

< 準 備 >

それでは次第に従いまして、ただ今から議事に入らせていただきます。

なお、「中津川市附属機関の設置等に関する条例 施行規則 第 4 条第 1 項」によれば、「本審議会の議長を務めるのは、会長」ということになっていますので、以後の進行については、丸山会長をお願いいたします。

丸山会長、よろしく願いいたします。

< 議 事 >

《会長》

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

先ほど、事務局から報告がありましたように、本日の審議会委員の、出席者は、8 名、欠席者は、2 名であり、審議会委員定数 10 名の過半数に達しており、「中津川市附属機関の設置等に関する条例 施行規則 第 4 条第 2 項」により、本日の審議会は成立していることを報告させていただきます。

次に、「中津川市都市計画審議会運営要綱 第 9 条第 1 項」では、「審議会の議事については、議事録を作成し、会長及び会長が指名した委員 2 名がこれに署名する」と、定められておりますので、署名者を指名させていただきます。

それでは、本日の審議会の署名者として「鈴木 直 委員」、「伊佐治 由行 委員」に署名をお願いいたします。

それでは、初めに諮問のありました「第1号議案 中津川都市計画下水道の変更」に進ませていただきます。

内容につきまして、事務局より説明を求めます。

《下水道課（計画係長）》

水道部下水道課で計画係長を務めさせていただいています、林と申します。よろしく申し上げます。

それでは、私の方から、中津川都市計画下水道の変更、公共下水道中津川処理区の終末処理場中津川市浄化管理センター敷地面積の変更及び、中津川市環境センターを「下水道の施設」から削除することについて、説明させていただきます。

第1号議案の説明資料とスクリーン画面を合わせてご覧ください。

現在、中津川都市計画下水道として都市計画区域内で計画決定されています下水道事業は、中津川市街地を中心とした公共下水道中津川処理区（污水計画・雨水計画それぞれ1,210ha）の1処理区と、JR美乃坂本駅を中心とした公共下水道坂本処理区（污水計画280ha・雨水計画87ha）の1処理区があります。

更に、特定環境保全公共下水道として苗木処理区（污水計画150ha）並びに落合処理区（污水計画53ha）があります。

今回ご審議いただく都市計画下水道の変更は、中津川処理区の終末処理場、中津川市浄化管理センター敷地面積の変更と、併せて中津川市環境センターを「下水道の施設」から削除するものです。

初めに、中津川処理区中津川市浄化管理センター敷地面積の変更について、ご説明いたします。

これは、公共下水道中津川処理区の区域図です。赤枠内が下水道計画区域です。中津川処理区は、昭和49年に都市計画用途指定地域と周辺を含む約887haを污水と雨水を分けて排水する、分流式下水道として都市計画決定いたしました。

その後、4回の都市計画変更を行い、污水および雨水排水区域を約1,210haへと拡張し、平成元年度の一部供用開始から、現在までに約746haを整備し、順次供用を開始しております。

中津川処理区の終末処理場である、中津川市浄化管理センターは、平成元年3月に一部供用開始し、現在では、日最大処理能力20,000m³、処理方式は、酸素活性汚泥法で水処理を行っています。

これは、中津川市浄化管理センターと進入路の航空写真です。

黄色で示した道路は、浄化管理センター建設当時、周辺に建設時や供用後の管理を行うための道路が、整備されていなかったことから、浄化管理センター進入路として国の補助金を獲得しながら、昭和 59 年度より下水道事業で整備を開始し、昭和 60 年度に完成しました。

浄化管理センターの敷地面積は、この進入路も含めて約 36,900 m²となっています。

進入路は県道 6 号線から一級河川中津川を渡り市道 91 号線に接続しており、その後中津川駅周辺の道路整備が進んだことによって、当該進入路が中津川駅中心市街地と中津川左岸周辺地域や市内北側地域をつなぐ主要な路線として利用されることになりました。

こうした状況を踏まえ、浄化管理センター進入路の内、赤色で示した部分を、財産処分承認を得て、市道認定したため、浄化管理センター敷地面積を約 27,100 m²に変更するものです。

なお、変更後の進入路は青色で示した範囲となります。

続きまして、中津川市環境センターを「下水道の施設」から削除することについて、ご説明いたします。

中津川市環境センターは、生活環境部で都市計画施設の中の、ごみ処理施設として位置付けられ、平成 13 年度から平成 15 年度にかけ、建設された施設ですが、その施設の一部で下水道汚泥を乾燥させ、焼却する計画を立て、平成 12 年に下水道施設としても都市計画決定され、下水道事業として補助金を投入して施設整備を行いました。

岐阜県は、こうした重複して都市計画決定されている施設等については、出来る限り整理をしてゆく方針でいます。今回県の指導を受け、状況を確認しましたが、今後の事務手続き等においても支障がないことから、「環境センター」を都市計画下水道の施設から外すものです。

以上で、中津川都市計画下水道の変更についての内容説明を終わります。

《会長》

ありがとうございました。

ただ今、事務局から中津川都市計画下水道の変更について説明がありましたことにつきまして、皆様方の意見、ご質問があればお願いいたします。

【 意見なし 】

ないようですので、お諮りします。諮問のありました、第 1 号議案「中津川都市計画下水道の変更」について、原案通り承認することといたしますが、よ

ろしいでしょうか。

【 異議なし（の声あり） 】

「異議なし」ということで、可決とさせていただきます。

続きまして、諮問のありました「第2号議案 中津川都市計画ごみ処理場の変更」に進ませていただきます。

内容につきまして、事務局より説明を求めます。

《環境センター（所長）》

生活環境部の環境センターの所長を務めさせていただいています、吉村でございます。では、第2号 中津川都市計画ごみ処理場の変更についてご説明させていただきます。

表紙を除いて、1枚目は「中津川都市計画ごみ処理場の変更」2枚目は「新旧対照表」3枚目は、「変更理由書」、4枚目は、「都市計画総括図」、5枚目は、「中津川市都市計画基本図」となっております。

では、1枚目の「中津川都市計画ごみ処理場の変更」について説明させていただきます。中津川都市計画ごみ処理場中、「中津川・恵北環境施設組合ごみ処理場」を「中津川市環境センター」に名称を改め、次のように変更する。枠に囲まれた中の、ごみ処理場名、「中津川市環境センター」に変更します。この理由につきまして、市町村合併により、中津川・恵北環境施設組合が解散したため名称を変更するものです。この区域につきましては、4枚目、5枚目に赤枠で区域を表示しています。

続きまして、2枚目の「新旧対照表」です。これにつきましては、名称変更のみですので、上段の枠が変更後、下段の枠が変更前で赤色で表示しています。

続きまして、3枚目の「変更理由書」について説明させていただきますが、その前に、お願いしたと思いますが、下から4行目の右から5文字目ですが、ここに「吸収合併」と記載してありますが、正しくは、「編入合併」ですので、訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

では、変更理由について説明させていただきますが、当初、昭和47年3月29日に「中津川恵那広域行政事務組合不燃性廃棄物処理場」として、都市計画決定を行いました。

その後、中津川市、恵北6ヶ町村及び山口村が岐阜県策定のごみ処理広域化計画に基づき、小規模な施設の集約と、ごみ処理の効率化及び集中処理による環境負荷の低減を図る目的で、「中津川・恵北環境施設組合」を設立し、面積を

約 2.8ha に拡張、中津川・恵北環境施設組合ごみ処理場」に改め、平成 12 年 11 月 1 日に都市計画変更を行いました。

今回の変更は、平成 17 年 2 月に恵北 6 ヶ町村と山口村が中津川市に編入合併されたことに伴い、「中津川・恵北環境施設組合」は解散し、ごみ処理場は「中津川市環境センター」として中津川市に承継されたため、名称を「中津川・恵北環境施設組合ごみ処理場」から「中津川市環境センター」に改めるものです。

以上で、中津川都市計画ごみ処理場の変更について説明を終わらせていただきます。

《会長》

ありがとうございました。

ただ今、中津川都市計画ごみ処理場の変更についてですが、正しくは名称の変更ということですが、平成 17 年 2 月に自動的に名称が変わらなければいけなかったとこういう問題です。6 年をして、今日皆様にお諮りしていただくことになっていますが、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

《深谷 勲 委員》

6 年間このままであったという、理由は何かあってこういう状況になっていたのか、6 年経って今でできた理由というのは何ですか。

《環境センター（所長）》

今まで支障がありませんでしたので、それで、行ってきませんでした、下水道汚泥の変更と併せて変更するものです。

《会長》

このまま審議しなくても大丈夫だったのですね。

《環境センター（所長）》

都市計画法に基づく審議会の手続きということで、行わなくてはならないものでしたので、大変申し訳ありませんでした。

《会長》

これでわかりました。支障がなかったから、放置したわけではない。法律に基づいて審議会の方に委ねなくてはいけないと、よろしいですか。

それでは、お諮りします。諮問のありました、第 2 号議案「中津川都市計画ごみ処理場の変更」について、ご異議はございませんでしょうか。

【 異議なし（の声あり） 】

「異議なし」という発言がございました。

第2号議案「中津川都市計画ごみ処理場の変更」について、原案通り承認、可決することとします。

以上で、本日の審議事項については終了とさせていただきます。

審議会の円滑な進行に対してご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、司会を事務局へ返させていただきます。

<閉会>

《司会（計画課長）》

丸山会長、ありがとうございました。

委員の皆様には円滑なご審議を賜り厚くお礼申し上げます。

最後に、基盤整備部長よりごあいさつ申し上げます。

《基盤整備部長》

本日はご苦勞様です。

諮問いたしました、2件の案件につきまして、慎重審議していただきまして、ありがとうございました。

会長からもお話しがありましたように、今後、審議会で開催することは、都市計画道路の見直しとリニアに伴い都市計画決定等、多数ございます。

今のところ、いつ開催するか予定はわかりませんが、今後皆様にご協力いただきますのが確実ですので、また審議をしていただきます過程になりましたら、こちらから連絡させていただき、ご報告させていただくことになると思いますが、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

《司会（計画課長）》

これを持ちまして、第51回中津川市都市計画審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

終了 午後2時00分